

第1章 一人ひとりの自立力向上

1

リハビリテーションサービスの提供

保健・医療・療育

●施策の方向と施策内容

療育拠点施設を整備するとともに、地域での健診・療育体制とのネットワークを強化し、早期発見・早期療育を推進する

施策内容

- 健診機能とその後の継続支援の強化
- 療育拠点機能の整備・充実
- 関係機関のネットワーク化
- 地域における療育の場の確保
- 自閉症、LD、ADHD等への専門性の高いサービス提供

障害に対する保健・医療サービスを充実する

施策内容

- 医療費の助成
- 精神保健福祉センターの機能充実
- 精神科救急医療サービスの充実
- 難病患者への地域における療養生活支援の充実
- 高次脳機能障害等への支援の検討

施設サービス

● 施策の方向と施策内容

施設本来の機能を強化し、質の高いサービス提供を行う

施策内容

- 本来機能の強化
- 第三者評価の導入と情報公開

多様な障害に対する専門的施設サービスを提供する

施策内容

- 障害児施設によるサービス提供
- 身体障害者更生援護施設によるサービス提供
- 知的障害者援護施設によるサービス提供
- 精神障害者社会復帰施設によるサービス提供

D 精神障害者の社会復帰・社会参加支援

精神障害者の社会復帰・社会参加の支援については、対応すべき障害の多様化と併せ、社会復帰のための受け皿整備の遅れが全国的にも指摘されており、身体障害や知的障害福祉との格差是正という観点から、施設整備も含めて特に重点的に充実していく必要があります。

他の重点プロジェクトでも掲げている共通の取組みに加え、特に精神障害者の社会復帰・社会参加に力点を置いて、地域生活に必要な支援サービスの充実や社会復帰施設の整備などを積極的に推進します。

I 地域生活に必要な環境づくりや支援の充実

精神障害者が地域で安心して生活していくためには、周囲の偏見解消をはじめ、生活の場の確保、身近な相談体制、地域医療や日常生活のサポート等を総合的に組み合わせながら取り組む必要がありますが、いずれも現状では不十分な状態です。

精神障害者が地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、必要となる保健・医療・福祉サービス等の総合的な充実を図ります。

○精神保健福祉センターの充実

県全体の精神保健福祉の拠点である精神保健福祉センターの機能充実について、近年のニーズの多様化等を踏まえて検討を進め、今後の整備の方向性を明らかにします。

○地域における理解促進、啓発活動の推進

精神障害に対する誤解や偏見、差別はいまだ根強く残っており、地域での社会参加を阻害する大きな要因となっています。そうした誤解や偏見、差別をなくすため、研修会や教育現場など様々な場面での啓発活動を通じて、精神障害に対する正しい理解の普及を図ります。

○関係機関が連携した相談支援等の充実

日々の生活上の不安やサービス利用方法など地域生活全般にわたる相談事について専門的に対応するため、ケアマネジメント手法の活用などにより、市町村、保健所、医療機関、地域生活支援センター等の社会復帰施設が連携して、きめ細かく総合的な相談支援体制を構築します。

また、障害の正しい理解を促すための助言やレスパイトケアといった家族向けの支援についても充実を図ります。

○障害者の本人活動の支援

同じ障害をもつ仲間同士の自助グループ活動やピアサポート、ピアカウンセリングといった相談活動は、不安・悩みの解消や社会参加の促進、自己実現の場として大きな意義があります。そうした障害のある当事者による本人活動を支援します。

○住まいの確保

地域生活へ移行するためのステップとして生活訓練等を行う社会復帰施設の整備を進めます。また、特にグループホームを積極的に整備し、地域生活の拠点となる住まいの確保に努めます。

○在宅福祉サービスの充実

家事援助等、障害者の日常生活を身近に支えるホームヘルプの利用を積極的に促進すると共に、ホームヘルプ、ショートステイが全市町村で利用可能となるよう早急に体制を整えます。

○精神科救急医療システムの充実

地域で生活する場合の様々な医療的ニーズに対応し、医療的ケアが必要な時に適切に提供されるよう、休日・夜間の救急医療システムを充実するとともに、医療的な相談に常時対応する24時間医療相談体制の導入について検討します。

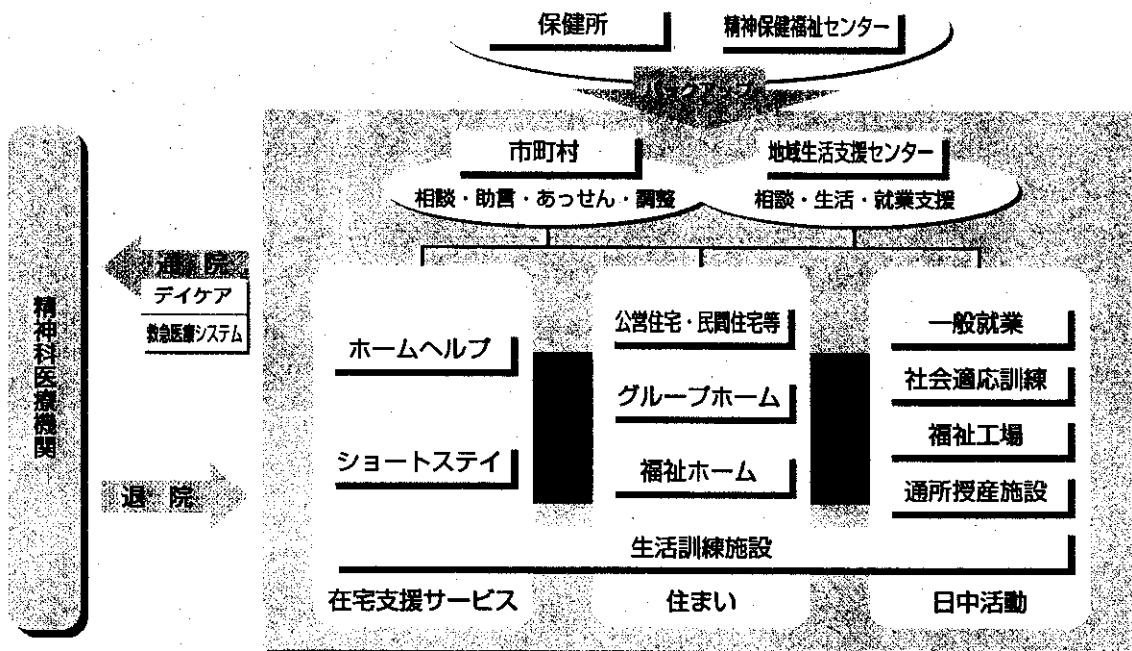
○一般就業に向けた総合支援

関係行政機関や福祉団体、経済団体等による雇用・就業支援ネットワーク会議を設けるとともに、ジョブコーチ派遣制度や雇用コーディネーター等の国や県の制度の連携・活用、グループ就労等による就業形態の多様化、授産施設からの移行促進など、一般就業に向けて総合的に支援を行います。

○サービスに携わる人的資源の充実

相談支援やホームヘルプ等に携わる支援者が専門性を持って充実したサービスを提供することができるよう、人材の養成を進めるとともに、さらなる質の向上に取り組みます。

■精神障害者社会復帰・社会参加支援施策体系図■



Ⅱ 社会復帰施設等の整備充実

精神障害者の社会復帰を支える重要な社会資源として、各種の社会復帰施設などが整備されつつありますが、地域間で差が生じているなど、今後の利用者の増加も踏まえこれまで以上に整備を進める必要があります。

また、通過施設としての本来機能の充実を図ると共に、地域で生活する精神障害者の支援拠点として、退所者の継続支援や施設間の相互連携を強化する必要があります。

○地域生活支援センターの整備

精神障害者本人や家族の相談に応じて、福祉サービスの利用などの地域生活全般にわたる支援をコーディネートしたり、当事者活動の拠点ともなる地域生活支援センターは、社会復帰・社会参加に不可欠な存在であり、積極的に整備します。

○生活訓練施設・福祉ホームの整備

直接、在宅やグループホーム等へ移行することが困難な場合に、一定期間生活訓練等を行うための施設として、生活訓練施設や福祉ホームを整備します。

○通所授産施設・福祉工場の整備

将来一般就業を希望する利用者に必要な作業訓練を行うと共に、自活を促進するための指導や就業への段階を上げる支援を行う施設として、通所授産施設を整備します。

また、福祉工場は、一般就業により近い形態で就業の場を提供するものであり、現状では大きな役割があります。ただし、それだけ運営が経済情勢に大きく影響されるものであることから、その都度経営見通しを十分検討しながら整備を行っていきます。

○共同作業所の整備、小規模通所授産施設への移行促進

生産活動を行うと同時に、身近な地域における社会参加や交流、相互理解の場として大きな役割を發揮する共同作業所の新設や活動を支援します。

また、経営安定化や活動内容の活性化のための支援等を検討するとともに、小規模通所授産施設への移行を支援します。